

飯島町森林整備計画（H30.4.1～R10.3.31）R4 変更計画 概要版

1 森林整備計画とは

- (1) 森林整備計画は森林法に基づき策定するもの。
- (2) 県の策定する地域森林計画に適合した、町内民有林の造林・保育・間伐・伐採に至る森林施業に関する総合的な基準等を市町村が定める10年間の計画を指す。
- (3) 計画期間は平成30年4月1日～令和10年3月31日の10年間。

2 R4 主な改正点

- (1) 森林の転用・編入等に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更 [P1～6]
各表における諸数値を最新（R3.9）の森林簿データを基に更新。
- (2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準及び区域の変更 [P18]
主伐後の適切な再造林を推進するため、天然更新が期待できない森林を「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」として区域を設定。
- (3) 特に効率的な施業が可能な森林の基準及び区域の新設 [P25、29・図面]
多くの森林資源が利用期を迎える中、森林資源を循環利用し適切な森林整備を推進するため、特に林地生産力が高い森林を「特に効率的な施業が可能な森林」として区域を設定。
- (4) 鳥獣害防止森林の区域の変更 [P38・図面]
森林生態系多様性基礎調査（林野庁実施）の結果及び森林被害状況を鑑み、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林を「鳥獣害防止森林」として区域を設定。

3 森林の現状と課題 [P1～4]

- (1) 森林面積は6,342.92haで町の総面積の73%を占めている。
このうち民有林は3,278.78haで52%を占める。（計画の対象森林）

民有林の内訳

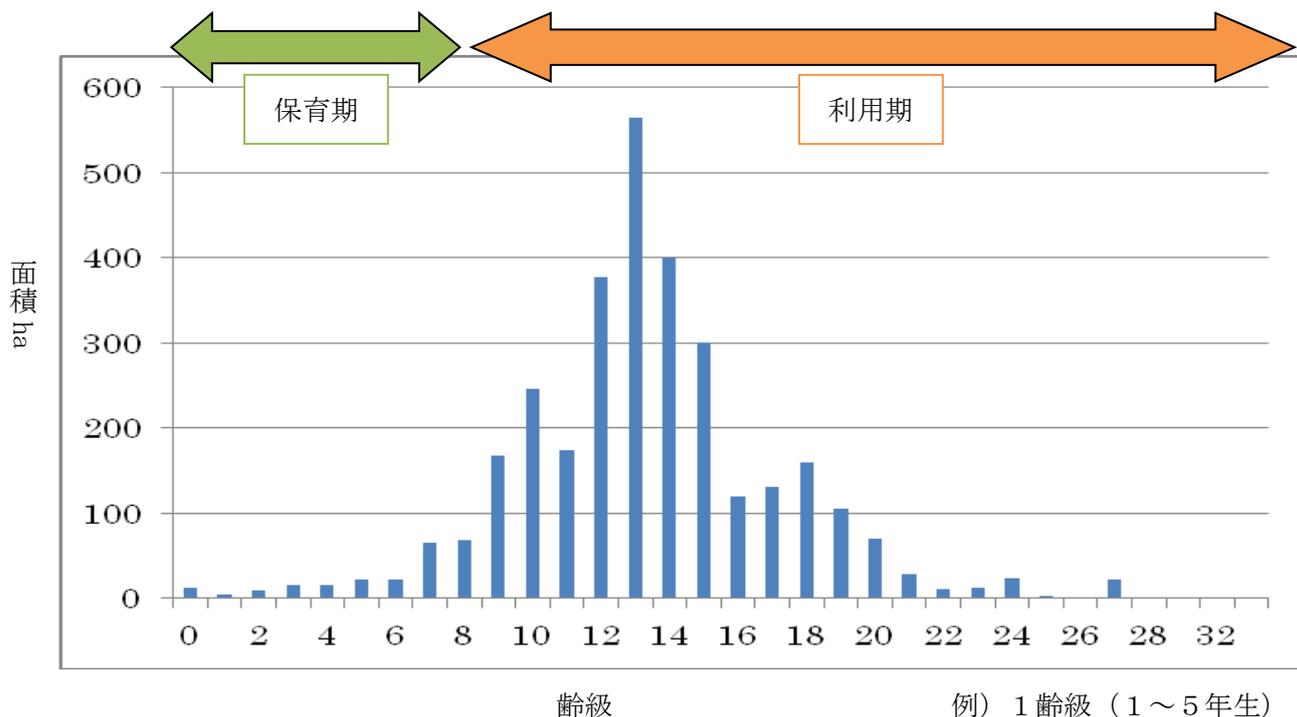
所有形態		面積(ha)	
		面積	割合%
公有林	県	35.68	1.09%
	市町村	1,358.14	41.42%
	財産区	146.45	4.47%
	計	1,540.27	46.98%
私有林	集落有林	247.72	7.56%
	団体有林	194.21	5.92%
	個人有林	1,180.99	36.02%
	その他	115.59	3.52%
	計	1,738.51	53.02%
合計		3,278.78	100%

民有林の樹種別構成表

樹種	面積(ha)		
	面積	比率%	計画区内比率
アカマツ	738.21	22.51	1.76
カラマツ	571.52	17.43	0.94
スギ	119.59	3.65	0.92
ヒノキ	731.74	22.32	2.25
その他針	64.16	1.96	0.80
広葉樹	921.87	28.12	1.08
未立木地等	131.69	4.01	1.78
計	3,278.78	100.00	1.32

(2) 齢級バランスの偏り

民有林での人工林の林齢は、8 齢級以下が 11%に対して、利用期を迎えた 9～14 齢級は 75%を占めていることから、間伐および森林資源の活用（主伐）が必要である。



(3) 森林・林業の課題 [P7]

- ① 山林所有者の代替わりにより、自分の森林の場所・境界が分からない所有者の増加。森林整備への意識の低下、放置森林の増加を招いている。
- ② 所在不明所有者の増加、境界線の把握作業の困難さが効率的な森林施業の妨げとなっている。
- ③ 森林事業者の高齢化や、木材販売価格の低迷などにより後継者不足が懸念される。
- ④ 齢級バランスの偏りを解消するため、今後主伐造林が必要となる。また、主伐の増加に伴い、従来の車輛系に加え架線系での集材の実施を検討する必要がある。
- ⑤ 町内全域の森林経営計画の樹立により、施業を積極的に推進する必要がある。

3 森林整備の基本方針 [P7]

(1) 森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持を行う。

飯島町では「伊那谷地域森林計画」を基本として、森林整備を別紙のとおり「水源^{かん}涵養」「山地災害防止／土壌保全」「保健・レクリエーション」「木材生産機能維持増進」の4つに区分（ゾーニング）して推進する。

(2) 森林整備の推進方向を踏まえ、適切な森林整備を推進する。

- ① 町内全域において、間伐、除伐、枝打ちの遅れている森林の整備を早急に進めるとともに、水源かん養機能を重視した森林整備を進める。
- ② 山地災害の発生した地域や危険性が高い地域については、保安林の指定や治山事業の積極的な導入により森林本来の機能の再生・保全を図る。
- ③ 区（集落等）が所有する森林は、地域住民との協働による作業も取入れるなかで、積極的な森林整備を推進する。

- ④ 里山である与田切川流域を中心に「21世紀ふるさとの森と川」として、景観の維持を図り、地域住民の憩いの場として住民協働による森林整備を推進する。
- ⑤ 「ボランティア」、「森の学校」等によって、森林や林業に対する啓蒙活動を通じて体験型の手法により森林整備を推進する。

4 森林の整備 [P10～37]

(1) 主伐 [P10～13]

- ・樹種別の標準伐期、立木の伐採の標準的な方法、留意事項を示す。
- ・主伐後の更新の確認時期を示す。

(2) 造林（人工造林・天然更新） [P13～18]

- ・対象樹種、方法、伐採後に造林すべき期間を示す。
- ・伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準を示す。

(3) 間伐及び保育 [P19～22]

- ・間伐すべき標準的な林齢、間伐の標準的な方法、選木の方法を示す。
- ・保育の種類別の標準的な方法を示す。
- ・間伐目標面積を示す。H30～R4年度 400ha、R5～R9年度 400ha
飯島町内での間伐実績から、1年 80ha の間伐を目標として算出。

(4) 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林 [P22～30]

- ・公益的機能別施業森林の区域での施業の方法、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林での施業の方法を示す。
- ・「別表1～3」のとおり公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林を示す。

(5) 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進 [P31～32]

- ・森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針、促進するための方策、実施する上で留意すべき事項を示す。

(6) 森林施業の共同化の促進 [P32～33]

- ・方針、施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策、留意すべき事項を示す。

(7) 作業路網その他の森林整備に必要な施設 [P33～36]

- ・効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域を示す。
- ・作業路網の整備に係る留意事項、整備計画を示す。

(8) その他 [P36～37]

- ・林業に従事する者の養成及び確保、林産物の利用促進のために必要な施設の整備について示す。
- ・林業機械の導入が遅れていることから、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るため、機械化の導入を推進する。

5 森林の保護 [P38～39]

(1) 鳥獣害の防止 [P38]

- ・鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法を示す。

(2) 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護 [P38～39]

- ・森林病虫害の駆除及び予防の方法、鳥獣害対策の方法を示す。
- ・林野火災の予防の方法、火入れを実施する場合の留意事項を示す。

6 森林の保健機能の増進 [P40]

7 その他森林の整備に必要な事項 [P41～43]